

鳥取県告示第 145 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 6 条第 1 項の規定に基づき次に掲げる土地の区域を土砂災害警戒区域に指定するので、同条第 4 項の規定により告示する。

平成 19 年 2 月 16 日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 (1) 土砂災害警戒区域を指定する市町村の名称

日南町

(2) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

(3) 土砂災害警戒区域の名称

またしろう谷川（Ⅰ－1－3－36－16）、滑谷川（Ⅰ－1－3－36－19）、板井谷川（Ⅰ－1－3－36－20）、北の原谷川（Ⅰ－1－3－36－22）、坂本谷川（Ⅰ－1－3－36－23）、牛ノ尾川（Ⅰ－1－3－36－24）、田曾谷川（Ⅰ－1－3－36－26）、横手谷（Ⅰ－1－3－36－27）、田曾谷（Ⅰ－1－3－36－28）、糠庄川（Ⅰ－1－3－36－29）、糠庄大谷川（Ⅰ－1－3－36－30）、梅ヶ谷（Ⅰ－1－3－36－70）、妙見谷川（Ⅰ－1－3－36－128）、林ヶ谷川（Ⅰ－1－3－36－129）、繪下山川（Ⅰ－1－3－36－130）、清谷（Ⅱ－1－3－36－64）、狐塚（Ⅱ－1－3－36－145）、大谷（Ⅱ－1－3－36－146）、要害谷川（Ⅱ－1－3－36－147）

(4) 土砂災害警戒区域の表示

次の図のとおり。

2 (1) 土砂災害警戒区域を指定する市町村の名称

日南町

(2) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

(3) 土砂災害警戒区域の名称

生山 B 地区（Ⅰ－991）、霞地区（Ⅰ－992）、板井谷地区（Ⅰ－1176）、霞 5 地区（Ⅰ－1490）、霞 6 地区（Ⅰ－1491）、丸山 7 地区（Ⅱ－人工 2034）、霞 2 地区（Ⅱ－3086）、生山 C 地区（Ⅱ－3183）、生山 D 地区（Ⅱ－3184）、生山 E 地区（Ⅱ－3185）、生山 F 地区（Ⅱ－3186）、丸山 3 地区（Ⅱ－3244）、丸山 4 地区（Ⅱ－3245）

(4) 土砂災害警戒区域の表示

次の図のとおり。

（「次の図」は省略し、その図面を鳥取県土整備部治山砂防課及び日野総合事務所県土整備局並びに日南町役場に備え置いて縦覧に供する。）